※ チェック欄口は、手続が完了した場合などにお使いください。

6 ひとり親家庭のために

ひとり親家庭の相談窓口

- ・家庭子ども相談課
- · 久留米市母子寡婦福祉会【TEL·FAX 39-2277】
- ・ひとり親サポートセンター【TEL 32-1140・FAX 38-1237】 就業相談や就業支援講習会を行っています。

経済的な支援

ひとり親家庭等医療費助成制度

チェック欄□

ひとり親家庭等に対し、健康保険法が適用される医療費を助成します(入 院時の食事代や部屋代等を除く)。一部自己負担があります。

対象

①18 歳未満の児童を養育する母(父)子家庭の母(父)と児童 ②父母のない児童等

申請に必要なもの

①健康保険証、②対象者のマイナンバーがわかるもの

※ 上記のほかに所得制限などの要件があるため、まずはご相談ください。 **問合せ先** 医療・年金課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

児童扶養手当

チェック欄□

ひとり親家庭等に対し、手当を支給します。

対象

18歳になって最初の3月31日までの間にある児童(または20歳未満の障害児)を監護している母(父)または養育者

※ 所得制限ほか一定の要件あり。詳しくはおたず ねください。

問合せ先 家庭子ども相談課、

各総合支所市民福祉課、各市民センター

母子父子寡婦福祉資金(貸付)

20歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭や寡婦に対し、生活資金や就学支度資金など12種類の資金の貸付を行っています。

問合せ先 家庭子ども相談課

ファミリー・サポート・センター(利用料助成)

ひとり親家庭等の保護者は「ファミリー・サポート・センターくるめ」 の利用料の一部助成を受けられます(所得制限あり)。

詳しくは、26ページをご覧ください。

問合せ先 こども子育てサポートセンター

くらしに関する支援など

母子生活支援施設

18 歳未満の子どもを養育している母子家庭等の母親が、生活上いろいろな問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母子を保護し、自立に向けて支援する施設です。

問合せ先 家庭子ども相談課



17